

II-3 ワロン自治法(3)

第3部 基礎自治体及び超基礎自治体に対する共通規定

第I巻 監督

第I編 総則

第I章 適用範囲及び定義

第1条

§1. (本巻は第V編を除き以下の日常の行政監督を準備する:

- 1° ドイツ語話者地域圏及びコミネ・ワルネトン (Comines-Warneton) 市を除くワロン地域圏の基礎自治体に対する;
- 2° ワロン地域圏の県に対する;
- 3° 管轄区域がワロン地域圏の境界を超えない基礎自治体事務組合及び計画協会に対する;
- 4° コミネ・ワルネトン市となる警察管区を除くワロン地域圏の単一基礎自治体及び複数基礎自治体警察管区に対する;
- 5° 独立基礎自治体公社に対する;
- 6° 独立県公社に対する — 2007年11月22日の地域圏法第1条)。

§2. 本巻第V編はコミネ・ワルネトン基礎自治体となる基礎自治体の都市圏及び基礎自治体連合を除くワロン地域圏の都市圏及び基礎自治体連合に対する行政監督を準備する。

第2条 本巻の意味では、以下のものは次のように解される:

- 1° 行政庁: ワロン地域圏内閣の地方官公署部局全体;
- 2° 調書: 監督に服し漏れなく公表される行政決定;
- 3° (証拠書類: 行政行為を補強する性質の全ての証拠書類及び付属書類。とりわけ証拠書類となるのは決定を採択している機関の構成員たち若しくは機関自体に帰属している一件書類 — 2007年11月22日の共同体・地域圏法第2条)。
- 4° 監督官庁: 政府、県理事会、県知事;
- 5° 管区官署: 単一基礎自治体管区に関しては基礎自治体議会及び(基礎自治体理事会)並びに複数基礎自治体管区に関しては警察協議会及び警察理事会。

第II章 監督官庁に提出された調書の証拠調べ

第1条 調書の受理から3日の期限内に、監督官庁は行政庁にそれらの証拠書類を添えて伝達する。

行政庁は監督官庁のために証拠調べをする責任がある。行政庁は、自発的に又は監督官庁の要請で、書簡によるよりはむしろ現場で、調書の証拠調べに役立つ全ての資料及び材料を集めさせることができる。

証拠調べの後で、行政庁は総括報告を作成する。この報告は証拠調べの途中で集められた資料及び材料を含み、行政庁の意見も含む。

第III章 期間の計算

第1条 期限の出発点は監督官庁による証拠書類を添えた調書の受理の日である。

受理当日は期限には含まれない。

(政府は監督官庁への証拠書類を添えた調書の伝達をその決定した様式に従ったコンピュータ手段によることを許可することができる — 2007年11月22日の地域圏法第3条)。

第2条 最終期限日は期限内に算入される。但し、当日が土曜日、日曜日若しくは祝祭日のときは、最終期限日は翌平日に繰り越される。

本法の意味では祝祭日は以下の日と解される: 政府の法令により決められる日、並びに1月1日、復活祭の月曜日、5月1日、キリスト昇天祭、聖霊降臨祭、7月21日、8月15日、9月27日、11月1日、2日、11日、12月25日及び26日。

(期限の算出は7月15日から8月15日の間は停止される — 2007年11月22日の地域圏法第4条)。

第IV章 理由付記

第1条 上訴には全て理由が述べられる。

監督官庁の決定には全て明白に理由が述べられる。

第V章 監督の決定の通告及び公表

第1条 監督官庁の決定は全て関係官公署に、且つ必要な場合には当事者にも通告される。

(全ての通告の発送は、遅くとも期限の最終到達日までは無効となることはない。政府はその決定した様式に従ったコンピュータ手段による通告を用意することができる — 2007年11月22日の地域圏法第5条)。

本巻第III編第III章第4条の対象となる場合には、この発送は前条に予定された期限の最終到達日以前にはほとんど無効にすることはできない。

第2条 本巻第III編第II章第1条§4の対象となる場合を除き、監督官庁が期限を延長するときは、監督官庁の決定は、抄本により、場合に応じて、ベルギー官報若しくは県公報に公告される。

第VI章 特別委員の派遣

第1条 (監督官庁は、命令により、本編第I章第1条§1の対象となる公法上の法人が資料及び材料の提供、又は国法、共同体・地域圏法、命令、規則若しくは定款により、又は既判事項の実施を命ずる裁判所の判決により規定された措置を実行に移そうとしないときは、特別委員を任命することができる。特別委員には、任命した規範により与えられた任務の範囲内で、履行しない官公署に代わって必要なあらゆる措置を講ずる権限が与えられる—2007年11月22日の地域圏法第6条)。

第2条 特別委員の派遣に先立って、監督官庁は：

- 1° 対象官公署に、書留郵便で、要求されていること若しくは履行されていない措置について説明した理由を付した警告を送る；
- 2° 当該官公署に、同じ警告の中で、送付された要求に答え、その態度を釈明し、その立場を確認し又は前述の措置を講ずるのに妥当な一定の期限を与える。

第3条 その任務の遂行に固有の経費、報酬若しくは給与はその職務若しくは任務を履行しなかった者の負担となる。

この経費の取立ては監督官庁の支払命令書の下で直接課金の収入への課税に関するのと同様に収入役により追及される。

第VII章 年次報告

第1条 政府はワロン議会に、遅くともその関係した会計年度の翌年の3月31日までに監督の実施に関する年次報告を提出する。

年次報告は、その会計年度中に生じた判例の提示、並びに様々な官公署による監督の実施に関する統計的概要を含む。

第II編 (取消の一般的監督—2007年11月22日の地域圏法第7条)

〔基礎自治体、県、基礎自治体連合及び単独基礎自治体並びに複数基礎自治体警察管区についての取消の一般的監督〕旧タイトル)

第I章 適用範囲

第1条 本巻第III編第I章第1条及び本巻第IV編第I章第1条の対象となるもの以外の行為は全て取消の一般的監督に服する。

第II章 手続

第1条 (政府は本巻第III編第I章第1条§1の対象となる官公署による違法か又は全体の利益を侵害する行為の全部若しくは一部を取り消すことができる—2007年11月22日の地域圏法第8条)。

(第2条 以下の対象となる基礎自治体当局若しくは県当局の行為は、その証拠書類を添えて、採択から15日以内に政府に伝えられ、そのように伝達される前には実施に移すことはできない：

- 1° 基礎自治体議会若しくは県議会の内規、並びにその修正；
- 2° 基礎自治体及び県の議会及び理事会の構成員たちへのあらゆる種類の報酬、出席手当若しくは特典の授与；
- 3° 基礎自治体及び県の理事会の構成員たちの秘書たちに与えられるあらゆる種類の報酬若しくは特典の授与；
- 4° a. 以下の表に記載された額を超える額の労役、物品供給及びサービスの公共契約の締結並びに付与の方法の選定；
b. これらの労役、物品供給及びサービスの契約にもたらされた、契約の当初の額の最小限10%までの補則；
c. これらの労役、物品供給及びサービスの契約にもたらされた、継続的な補則額への累積額が契約の当初の額の最小限10%に達する補則；

	付加価値税を除く 一般公開/指名入札	公開制限/ 手続提案の制限/指名入札	非公開協議手続
労 役	250,000ユーロ	125,000ユーロ	62,000ユーロ
物品供給とサービス	200,000ユーロ	62,000ユーロ	31,000ユーロ

5° 同一の会計年度中に、国法若しくは共同体・地域圏法の規定により与えられるものでない限り、2008年1月の健全指数と連動して進行中の年の1月の健全指数を基に毎年2月1日にスライドする2,500ユーロを超える価値の特典を同一受益者に与えるための本法本巻第III編第I章第1条の意味での助成金；

6° 借金の保証；

7° 個人所得税付加税及び源泉徴収固定資産税への付加税—2007年11月22日の地域圏法第9条)。

(第3条 以下の対象となる基礎自治体事務組合の議決は、証拠書類を添えて、採択から15日以内に政府に伝えられ、そのように伝達される前には実施に移すことはできない：

- 1° 戦略計画；
- 2° 公法上若しくは私法上の全ての法人への出資分担の取得；
- 3° 報酬委員会の決定及び同委員会の監督の下で行われる総会の決定；
- 4° a. 以下の表に記載された額を超える額の労役、物品供給及びサービスの公共契約の締結並びに付与の方法の選定；
b. これらの労役、物品供給及びサービスの契約に生じた契約の当初の額の最小限10%までの補則；
c. これらの労役、物品供給サービスの契約に生じた継続的な補則額への累積額が契約の当初の額の最小限10%に達する補則；

	付加価値税を除く 一般公開/指名入札	公開制限/ 手続提案の制限/指名入札	非公開協議手続
労 役	250,000ユーロ	125,000ユーロ	62,000ユーロ
物品供給とサービス	200,000ユーロ	62,000ユーロ	31,000ユーロ

5° 同一の会計年度中に、国法若しくは共同体・地域圏法の規定により与えられるものでない限り、2008年1月の健全指数と連動して進行中の年の1月の健全指数を基に毎年2月1日にスライドする2,500ユーロを超える金額を同一受益者に与えるための本法の本巻第三編第一章第1条の意味での助成金；

6° 会計検査官会議の構成員たちの任命；

7° 管理諸機関の人的構成；

8° 管理諸機関の内規；

9° 借金の保証——2007年11月22日の地域圏法第10条）。

(第4条 以下の対象となる計画協会、基礎自治体及び県の独立公社の決定は、証拠書類を添えて、採択から15日以内に政府に伝えられ、そのように伝達される前には実施に移すことはできない：

1° 管理諸機関の人的構成；

2° 役員会議の構成員たち及び/又は企業監査協会の監査役の任命；

3° 管理諸機関へのあらゆる種類の報酬、出席手当若しくは特典の授与——2007年11月22日の地域圏法第11条）。

(第5条 政府は本巻第一編第一章第1条§1の対象となる官公署に対してその証拠書類を添えてその指定するあらゆる決定の伝達を要求することができる——2007年11月22日の地域圏法第12条）。

(第6条 政府は調書及びその証拠書類の受理から30日以内にその決定を実施する。

政府はその権限の行使のために与えられる期間を最大限この期間の半分に相当する期限まで延長することができる。

政府がその決定を期限内に通告しなかった場合にはもはやその行為は取り消すことはできない——2007年11月22日の地域圏法第13条）。

第三章 県庁の行為に関する知事の上訴

第1条 知事はその権限で行動する県当局がそれにより国法に違反した行為に対して政府にその上訴を行う責任がある。

知事の上訴は行為の後10日以内に行われて県当局及び当事者に通告されなければならない。

第2条 政府は、知事の上訴の受理後30日以内に、国法違反について上訴された県の行為の全体若しくは一部を無効にすることができる。

期限内に決定がなければ、上訴は却下されたと見なされる。

第三編 (認可による監督——2007年11月22日の地域圏法第13条)

[基礎自治体、県、基礎自治体組合についての認可による特別監督] (旧タイトル)

第I章 適用範囲

第1条

§1. 県理事会の認可を受けて、基礎自治体当局の調書は以下の対象に関わる：

1° 基礎自治体の予算、基礎自治体公社の予算、予算の修正及び支出予算の移転；

2° (補助対象の教育職員及び基礎自治体の公務員の年金制度に関する一般規定を除く行政庁の中で働く職員に関する一般規定——2007年11月22日の地域圏法第15条§1の1)；

3° (個人所得税付加税及び源泉徴収固定資産税を除く基礎自治体の使用料及び税に関する諸規則——2007年11月22日の地域圏法第15条§1の2)；

4° 申し込まれた負債の償還期間の繰延べ；

5° (……—2007年11月22日の地域圏法第15条§1の3)；

6° 基礎自治体及び基礎自治体公社の年次会計；

7° (……—2007年11月22日の地域圏法第15条§1の4)；

8° (……—2007年11月22日の地域圏法第15条§1の4)；

§2. 政府の認可を受けて、県庁の中書は以下の対象に関わる：

1° 県の予算、県公社の予算、予算の修正及び支出予算の移転；

2° (補助対象の教育職員及び県の公務員の年金制度に関する一般規定を除く行政庁の中で働く職員に関する一般規定——2007年11月22日の地域圏法第15条§2の1)；

3° (個人所得税付加税と源泉徴収固定資産税を除く県の使用料及び税に関する諸規則——2007年11月22日の地域圏法第15条§2の2)；

4° 申し込まれた負債の償還期間の繰延べ；

5° (県及び県公社の年次会計——2007年11月22日の地域圏法第15条§2の3)；

6° (……— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 2の4)

7° (……— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 2の4)

§ 3. 政府の認可を受けて、基礎自治体組合の諸機関の調査は以下の対象に関わる：

1° (……— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 3)

2° 年次会計；

3° (……— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 3)

4° 人事に関する一般的規定；

5° (……— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 3)

6° (……— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 3)

§ 4. (以下は政府の認可を受ける；

1° 基礎自治体事務組合、基礎自治体及び県の独立公社並びに計画協会の創設及びそれらへの出資分担の取得を対象として有する基礎自治体当局若しくは県当局の行為；

2° 基礎自治体若しくは県の公社の設置、基礎自治体事務組合、計画協会、基礎自治体若しくは県の独立公社への、又その他の公法上若しくは私法上の団体又は会社若しくは個人への管理委任を対象として有する基礎自治体当局若しくは県当局の調査；

3° 基礎自治体若しくは県の資金を投入することができる基礎自治体事務組合、及び計画協会のほか、公法上若しくは私法上の団体又は会社の創設並びにそれらへの出資分担の取得を対象として有する基礎自治体当局若しくは県当局の調査；

4° 基礎自治体及び県の独立公社並びに計画協会の定款の採択及びその修正を対象として有する基礎自治体当局若しくは県当局の調査録；

5° 基礎自治体事務組合の諸機関の定款の採択及びその修正を対象として有する調査録—— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 4)。

(§ 5. § 1の1°乃至4°、§ 2の1°乃至4°、§ 3の4°、及び§ 4を対象とする調査については、認可は国法違反及び全体の利益の損害を理由に拒否することができる。

§ 1の6°、§ 2の5°、及び§ 3の2を対象とする調査については、認可は国法違反を理由に拒否することはできない—— 2007年11月22日の地域圏法第15条 § 5)。(1)

第二章 手続

第1条

§ 1. 本編第I章第1条 § 1の対象となる調査は、それらの証拠書類を添えて、その採択から15日以内に県理事会に伝達される。本編第I章第1条 § 1の1°乃至3°の対象となる調査は同時に県理事会及び政府に伝達される。

§ 2. (本編第I章第1条 § 2乃至 § 4の対象となる調査はそれらの証拠書類を添えてその採択から15日以内に政府に伝達される—— 2007年11月22日の地域圏法第16条)。

§ 3. 県理事会若しくは政府は、場合に応じて、その認可に付された調査の全体若しくは一部を承認又は否認することができる。本編第I章第1条 § 1の1°及び § 2の1°の対象となる調査について、監督官庁は収入予測及び支出項目を書き込むことができる；監督官庁は減額、増額若しくは削除及び具体的な間違いの訂正をすることができる。

§ 4. 県理事会若しくは政府は、場合に応じて、その調査及び証拠書類の受理から30日以内にその決定を行う。(本編第I章第1条 § 1の6°、§ 2の5°、及び § 3の2°の対象となる調査は期限は40日に延ばされる—— 2007年11月22日の地域圏法第17条)。
県理事会若しくは政府は、場合に応じて、その権限の行使のために与えられる期間を最大限この期間の半分に相当する期限まで延長することができる。

期限内に決定がなければ、その調査は第三章の適用を条件として効力を発する。

(第2条 本編第I章第1条 § 1の6°、§ 2の1°の対象となる調査は、本法の本巻第III編第I章第1条乃至第9条(すなわち本編第I章第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条)の適用により、基礎自治体、県若しくは基礎自治体事務組合により与えられた補助金の受給者たちから提出された一件書類を添えて監督官庁に伝達される—— 2007年11月22日の地域圏法第18条)。

第三章 基礎自治体当局の調査に関する特別規定

第1節 知事の上訴

第1条

§ 1. 知事は以下のときには政府に上訴する責任がある：

1° 県理事会が本編第I章第1条の § 1の対象となる決定の承認について若しくは否認について国法に違反した場合にはこの決定から10日以内に；

2° 県理事会が国法に違反した諸決定の一つについて本編第I章、第二章第1条の § 4に決められた期間の最終期限日までに決

(1) この § 5. の部分は5°の後に挿入すべきものなのに、原文では誤ってその前の2°の後に挿入されている。

断しなかったらこの最終期限日から10日以内に。

(上訴は第1段落に定められた期限内に県理事会及び基礎自治体に通告される — 2007年11月22日の地域圏法第19条)。

- § 2. 知事の上訴は認可に付された決定を停止する。
- § 3. 政府は上訴の受理から30日以内に調書の全体若しくは一部を認可か若しくは否認することができる。期限内に決定がなければ、上訴は却下されたと見なされる。

第2節 基礎自治体当局の上訴

第2条

- § 1. その調書が認可の却下又は一部の認可の却下の決定の対象となった基礎自治体の基礎自治体議会若しくは(基礎自治体理事会)は県理事会の決定の受理から10日以内に上訴を政府に申し立てすることができる。政府はその上訴を県理事会、及び必要があれば、当事者に、遅くとも上訴期限の最終日までに通告する。
- § 2. 政府は上訴の受理から3日以内に調書の全体若しくは一部を認可か若しくは否認することができる。期限内に決定がなければ、上訴は却下されたと見なされる。

第3節 基礎自治体職員の上訴

- 第3条 監督官庁により解職若しくは辞職の決定の対象とされた職員構成員は誰でも政府にこの決定に対して上訴を申し立てすることができる。解職若しくは辞職処分決定の対象とされた職員構成員は基礎自治体当局の解職若しくは辞職の決定が監督官庁に報告された日に、監督官庁によるこの解職若しくは辞職処分の取消がない場合と同様に、直ちに通告される。上訴は取消の期限到来の30日以内に行われなければならない。職員構成員はその上訴を遅くとも上訴期限の最終到達日までに監督官庁及び基礎自治体当局に通告する。

第4節 政府の破棄自判権

- 第4条 本編第1章第1条の§1の1°乃至3°の対象となる調書については政府は最終決定権を保留し、次いでそれらの調書の受理から20日以内に県理事会及び基礎自治体当局に通知する。

- 第5条 政府が前条に従って最終決定権を保留したときは、政府はその決定を本節に記された上訴のために基礎自治体当局に与えられた期限満了後に20日以内に通知する。

第IV編 単独基礎自治体並びに複数基礎自治体警察管区についての認可による特別監督

第I章 適用範囲

第1条

- § 1. 知事の認可を受けて、管区当局の調書は以下の対象に関わる：
 - 1° 管区の予算及び予算の修正；
 - 2° 警察管区の事務職員の枠並びに管理職員及び兵站職員の枠；
 - 3° 管区の年次会計。
- § 2. §1の1°及び2°の対象となる調書については、認可は国法違反並びに全体及び地域圏の利益の侵害を理由に拒否することができる。良き行政の原則に違反するか又はいずれかの上級庁の利益に反する行為もそのように見なされる。
§1の3°の対象となる調書については国法違反を理由に拒否することはできない。

第II章 手続

第1条

- § 1. その証拠書類を添えた前章第1条の§1の対象となる調書は知事にその採択の15日以内に伝達される。前章第1条の§1の1°及び2°の対象となる調書は同時に知事及び政府に伝達される。
- § 2. 知事は場合に応じて、その認可に付された調書の全体若しくは一部を承認若しくは否認することができる。
- § 3. 前章第1条の§1の1°及び2°の対象となる調書については調書及びその証拠書類の受理後30日以内にその決定を行う。
- § 4. 前章第1条の§1の3°の対象となる調書については調書及びその証拠書類の受理後200日以内にその決定を行う。
- § 5. §3及び§4に関係する調書においては期限内に決定がなければその行為は効力を発する。

第III章 管区当局の行為に関する特別規定

第1節 管区当局の上訴

第1条

- § 1. 認可若しくは認可の一部の却下の決定の対象となった単一基礎自治体管区の基礎自治体議会若しくは(基礎自治体理事会)又は複数基礎自治体管区の警察理事会は知事の決定の受理から30日以内に政府に上訴を申し立てすることができる。
- § 2. 政府は上訴の受理から30日以内に調書の全体若しくは一部を認可か若しくは否認することができる。この期限内に決定がなければ、知事の決定は確定したと見なされる。

第2節 政府の破棄自判権

- 第2条 前章第1条の§1の1°及び2°の対象となる調書については、政府は最終決定権を保留し、次いでそれらの行為の受理から20

日以内に知事及び管区当局に通知する。

第3条 政府が前条に従って最終決定権を保留したときは、政府はその決定を本節に記された上訴のために基礎自治体当局に与えられた期限満了後に20日以内に通知する。

第V編 都市圏及び基礎自治体連合についての行政監督

章唯一

第1条

- §1. 政府のみが都市圏を構成する基礎自治体並びに都市圏への行政監督を行使する。
この監督はそれについて基礎自治体に関して予定される事項の全てに行使される。
- §2. 県理事会はそれを構成する基礎自治体並びに連合への行政監督を行使する。
- §3. 議会の決定の全ての写しは、15日以内に、場合に応じて、15平日の期限内に政府若しくは県理事会に伝達される。
- §4. 認可に付される決定は、場合に応じて、政府若しくは県理事会による受理から40日以内に非とされなかったならば当然発効する。
この期限は監督官庁の理由を付したる決定により延長されることができ、監督官庁がその間に決定する新たな期限を決める。
不認可は全て理由が付される。
- §5. 政府が行政監督を行使する様式を定める。

第II巻 行政の公開

第I編 総則

章唯一

第1条 本巻は憲法第78条の対象となる事項を決定する。

第2条 本巻の諸規定は行政の一層広範な公開を用意する立法の諸規定を侵害することはない。

第3条 本巻は県及び基礎自治体の行政庁に適用される。

本巻の適用については以下のように解する：

- 1° 行政当局：国务院調整法第14条の対象となる行政当局；
- 2° 行政資料：いかなる形のものであれ行政当局が提供する情報の全て；
- 3° 個人の性格に関する資料：名指しで指示されるか若しくは容易に識別できる個人に関する評価若しくは能力判定、又はその漏洩が明らかにその個人に被害を及ぼしかねない行動の記述を含む行政資料。
- 4° 及び5° (……— 2006年3月6日の地域圏法第6条)

第II編 積極的公開

章唯一

第1条 世間に県及び基礎自治体の行政庁の調書についての明白且つ客観的な情報を提供するために：

- 1° 県若しくは基礎自治体の議会は県若しくは基礎自治体に帰属する全ての行政庁についての情報の構想及び実行、並びに2°の対象となる出版物の調整に責任を負う公務員を任命する；
- 2° 県若しくは基礎自治体はそこに従属する全ての行政庁の公務員の権限及び組織を叙述した資料を刊行する；この資料は要求した者は誰でも自由に使えるようにしなければならない；
- 3° 県若しくは基礎自治体の行政庁から發送される文書には一件書類についてのより豊富な情報を提供する能力を有する人物の名前、身分、住所及び電話番号を教示する；
- 4° それにより個人に分かり易い県若しくは基礎自治体の行政庁から出される決定若しくは行政調書が域内住民に知らされる行政資料が、必要ならば上訴手段、それについて精通している所管決定の機関、並びに守られるべき書式及び期限、上訴を申し立てるための事項の期限が経過していないとする誤りが教示される。

第2条 前条の2°の対象となる資料の交付は県若しくは基礎自治体の議会により決められる手数料の支払を求めることができる。

必要があつて要求される手数料は原価を超えてはならない。

第III編 消極的公開

章唯一

第1条 県若しくは基礎自治体の行政当局の行政資料を閲覧し、そのそれぞれを構成する資料の写しを受け取る権利により、本巻により予定される諸条件に従って、全ての行政資料の所在地を知り、その主題についての説明を得、写しの形で通知を受けることが可能になる。

個人の性格に関する資料については、請求者はその利益の根拠を明らかにしなければならない。

第2条 行政資料の閲覧、その関連する説明若しくは写しの形でのその通知は請求に基づき行われる。請求は関連事項を、且つできれば関連行政資料をはっきりと指定し、例え行政資料館に保管されていたとしても、県若しくは基礎自治体の行政当局に書面で送達される。

閲覧、説明若しくは写しの形での通知の請求が行政資料を持っていない若しくは基礎自治体の行政当局に送られたときは、当局は直ちに請求者に通知して持っている情報に応じて資料を保有している行政当局の名称及び住所を教示する。

県若しくは基礎自治体の行政当局はそれらの請求を、記録簿に書き入れ、受理の日付ごとに分類して記録する。

第3条 連邦、共同体若しくは地域圏の官公署の管轄権の行使に関する理由のために国法若しくは共同体・地域圏法により設けられたその他の例外があれば格別、県若しくは基礎自治体の行政庁は請求の範囲の行政資料の閲覧、説明若しくは写しの形での通知の請求を以下の場合に拒否できる：

- 1° 公表が侮辱の原因となりうる行政資料、未完成若しくは不完全なままの資料に関する；
- 2° きままに伝えられた助言若しくは意見に関する及び官公署にとって機密としての；
- 3° 明らかに不当な；
- 4° 明らかに余りにも漠然とした仕方で作成された。

前段落を適用して行政資料が部分的に公開をしてはならないか又は免れることができないときは、閲覧、説明若しくは写しの形での通知は残りの部分については制限される。

公開の請求について即刻の実現を決めることができないか又は却下する県若しくは基礎自治体の行政当局は請求の受理から30日以内に延期若しくは却下の理由を知らせる。延期の場合は、期限は決して15日以上は引き延ばすことはできない。

定められた期限内に通知がない場合には、請求は却下されたことになると思なされる。

第4条 誰か個人が県若しくは基礎自治体の行政当局の行政資料がその関係するものについて不正確若しくは不完全な情報を含んでいることを立証したときは、この当局は当事者のために無料で必要な訂正を行う責任がある。訂正は地域圏法によるか若しくはその名においての上述の手の適用とは別に、書面による当事者の請求で行われる。

訂正請求の即刻の実現を決めることができないか又は却下する県若しくは基礎自治体の行政当局は請求の受理から60日以内に延期若しくは却下の理由を知らせる。延期の場合は、期限は決して30日以上は引き延ばすことはできない。

定められた期限内に通知がない場合には、請求は却下されたことになると思なされる。

請求が訂正を行う権限を有しない県若しくは基礎自治体の行政当局に送られると、当局は直ちに請求者に通知して、その情報に応じて実現できる権限を持っている行政当局の名称及び住所を教示する。

(…… — 2006年3月16日の地域圏法第7条)

第5条

§1. 請求者が本巻による閲覧若しくは訂正を確保するのに困難に遭遇したときは(…… — 2006年3月16日の地域圏法第8条)、本人は関係県若しくは基礎自治体の行政当局に再考慮の請求を送達できる。同時に本人は行政公開に関する1994年4月11日の国法により設置された行政資料アクセス委員会に意見を述べるよう請求できる。

委員会は請求者及び県若しくは基礎自治体の行政当局に請求の受理から30日以内にその意見を伝える。定められた期限内に通知がない場合には、意見は無視されたことになる。県若しくは基礎自治体の行政当局はその再考慮の請求の承認若しくは却下の決定を請求者及び委員会に意見を受け取ってから又はその間に意見が通知されなければならない期限の経過から15日以内に通知する。定められた期限内に通知がない場合には、請求は却下されたことになると思なされる。

請求者は、1973年1月12日の勅令により調整された国務院についての国法により、この決定に対して上訴を申し立てすることができる。国務院への上訴は、必要な場合には、委員会の意見を添える。

§2. 委員会は同様に県若しくは基礎自治体の行政当局からも意見を求められる。

§3. 委員会は自発的に本巻の概括的な適用について意見を述べる。委員会は立法当局にその適用及びありうるその修正に関する提案を委ねることができる。

第6条 公開請求が著者の権利により保護される作品を含む県若しくは基礎自治体の行政当局の行政資料に関わるときは、著者又はその権利が譲渡されている者の同意は資料の所在についての調査の承認とか又はその点に関する説明の提供については必要がない。

著者の権利により保護される作品の写しの形での通知は著者又はその権利が譲渡されている者の事前の同意によってのみ認められる。

全ての場合に、当局は作品が著者の権利により保護されていることを明示する。

第7条 本巻の適用により入手される行政資料は営業目的での配布も利用もできない。

第8条 本巻の諸規定は同様に県若しくは基礎自治体の記録保管所により保管されている行政資料にも適用することができる。

県事務総長及び(基礎自治体理事会)は本巻の適用への協力に務める責任がある。

第9条 行政資料の写しの発送はその金額が県若しくは基礎自治体の議会により定められる手数料を支払わせることができる。

写しの発送のための請求に必要な手数料はいかなる場合にも原価を超えてはならない。

第Ⅲ巻 県及び基礎自治体の財政

第Ⅰ編 運用計画

第Ⅰ章 適用範囲

第1条 以下のものは管理計画を建てなければならない：

- 1° 浄化装置の借入、特別援助若しくは資金の恩恵に浴している、及びワロン地域圏政府により決められた期限に従った償還を行っていない基礎自治体；
- 2° 資金の借入の授与を願い出ている基礎自治体若しくは県。

政府は、特に浄化計画を課せられて自己の会計年度に釣り合った予算を提示しているときは一定の基礎自治体及び一定の県に管理計画を建てる義務を免除することができる。

第2条 政府は、基礎自治体及び県の管理計画の監視及び監督並びにワロン地域圏の基礎自治体及び県の財政的均衡の維持へのその貢献をする責任を負う基礎自治体支援地域圏センターの創設を進める1995年3月23日の地域圏法を適用して、自己の会計年度の欠損が前年の12月31日現在で推定される全体の収益の3分の1を超えたときに管理計画を中止する地域圏の介入並びに長期の特別支援貸付を獲得している全ての基礎自治体又は全ての県に、必要ならば特別の充当ではない以前に設定された通常の留保基金の増額を命ずることができる。

第Ⅱ章 総則

第1条 管理計画は職務ごとの予算総額を明示する。管理計画は経済的な職務集団のレベルでの支出の進展の概略を提示する。この計画は、関係以前の会計年度の結果を考慮に入れて、基礎自治体若しくは県の予算全体の財政的均衡を何としても引き出さなければならない。

第2条 管理計画は少なくとも5年の会計年度を扱わなければならない。管理計画は、支出及び収入にとっても通常及び臨時のサービスにとっても、関係基礎自治体の財政政策の基本路線を規定する。

第3条 管理計画は、必要ならば、政府の認可を得て、基礎自治体議会若しくは県議会により中止される。

第4条 政府は管理計画の策定を規整する諸規則を制定する。政府はその適用を監督し調査を確保する。

第5条 管理計画は、必要ならば、基礎自治体若しくは県の予算編成時に現状に合わされる。

第6条 必要な場合には、政府の認可を得て、基礎自治体議会による決定も県議会による決定もいずれも管理計画を策定もしくは修正する。

第7条 前条に基づき政府によりなされる中止は全て認可を求められた行為を政府が受理してから50日以内に行われなければならない。この期間は最大限20日延長することができる。

期限の出発点となる受理当日は期限には含まれない。

最終期限日は期限に算入される。但し、この日が土曜、日曜若しくは祝祭日のときは、翌平日に延期される。

本法の意味での祝祭日は以下の日と解される：政府の法令により決められる日、並びに1月1日、復活祭の月曜日、5月1日、キリスト昇天祭、聖霊降臨祭、7月21日、8月15日、9月27日、11月1日、2日、11日、12月25日及び26日。

第8条 第6条及び第7条に基づき政府によりなされる監督官庁の行為は基礎自治体若しくは県に通告されなければならない。

通告は書面で行われる。

この書面の発送は、通告される行為が無効となる条件で、遅くとも期限の最終到達日までになされる。

第Ⅲ章 本編第Ⅰ章第1条の適用される基礎自治体のための特別規定

第1条 管理計画は税制に関する努力を明確にして最低の率を定める。

第2条 計画は人事に関してとりわけ枠の水準と同様に行財政法規の方向を明示する。

第3条 管理計画は特定の移転支出がそれに従う諸条件を定めることができる。全ての移転支出の説明は管理計画を添えなければならない。

第Ⅱ編 基礎自治体及び県の税の創設及び徴収

章唯一

第1条 本編は憲法第77条の対象となる諸事項を規整する。

第2条 本編は県及び基礎自治体により設けられる諸税に適用される。

但し、本編は連邦当局の諸税への付加税には適用されない。

第3条 税金は納税者名簿の方法で徴収されるか、納税証明の引渡しと交換に現金で徴収されるかいずれかである。

納税者名簿の方法による徴収は納税者名簿からの納税通知の写しの発送から2か月以内に支払われなければならない。

徴収が現金でしか実行できないときは、税は課税されて直ちに支払われなければならない。

第4条

§1. 納税者名簿は以下により遅くとも会計年度の翌年の6月30日までに決定されて発効するようになる：

— 基礎自治体税については（基礎自治体理事会）。

— 県税については知事か若しくはその職務代行者。

納税者名簿は受領証と引き替えに納税者名簿からの納税通知の発送を直ちに保証する徴収責任を有する収入役に伝えられる。この発送は納税義務者については無料で行われる。

§ 2. 納税者名簿に設定される諸税は納税者名簿が発効するようになる進行中の会計年度の収入に計上される。

§ 3. 納税者名簿は以下のものを記載する：

- 1° 税を設定した基礎自治体若しくは県の名前；
- 2° 納税義務者の姓、名若しくは会社名及び住所；
- 3° それにより税が支払われる命令の日付；
- 4° 税の名称、根拠、率、算定及び金額、並びに関係会計年度；
- 5° 条文番号；
- 6° 発効する署名の日付；
- 7° 発送の日付；
- 8° 支払の最終期限；
- 9° 納税義務者がその間に異議申立ができる期限、受理についての管轄機関の名称及び住所。

第5条 納税者名簿からの納税通知は発送の日付を記載し第1条§3（《第4条》§3と読む）に表示された記載事項を書き込む。その上で税が支払われるべき規則の概要が付け加えられる。

第6条 税務規則が申告義務を用意しているときには、この同じ規則により予定された納税義務者の側の期限内の無申告又は不正確、不完全若しくは曖昧な申告は税務署の介入を引き起こす。

職権による課税の実施に先立って、第4条により納税者名簿を決定する権限を有する官公署は、納税義務者に、書留郵便で、この手続に訴える理由、課税がそれに基礎を置く諸要素、並びにこれらの諸要素の決定の方式と税額とを併せて通知する。

納税義務者はその所見を強調するために書面で通知の発送日から30日の期間に対処する。

職権による課税は課税した会計年度の1月1日から3年の期間だけ有効に徴収される。この期限は不正な意図若しくは悪意で犯した税務規則違反の場合には2年延長される。

税務規則は職権で徴収される税がその規則が定めて支払われる税の2倍を超えることはできない額に増額されるよう準備することができる。この増額分も同様に徴収される。

第7条 第6条第1段落の対象となる違反は第4条に従って納税者名簿を定める権限を有する官署によりそのために任命された宣誓をした特別公務員により確認される。

その作成した調書は反証が上がるまで証拠となる。

第8条 納税義務者は何人も、行政用の要求によりその場で、税の確定に必要な帳簿及び資料を全て提出する義務がある。

納税義務者は同様に、第7条に従って任命されたかもしくは任命の令状を有している課税基準を設定するか若しくは監督する公務員等々に、課税できる要素があるか若しくは含む、又はその中で課税対象となる活動が営まれている、建築物であれ非建築物であれ不動産への自由な出入りを認める義務がある。

但し、これらの公務員たちは居住者のいる建物若しくは部屋には朝5時から夕方9時までだけそれも違警罪裁判所判事の許可を得た場合だけ入り込むことができる。

第9条 納税義務者は、県税若しくは基礎自治体税に対する異議申立を、それぞれ行政官公署として行動する知事若しくは（基礎自治体理事会）に行うことができる。

政府がこの異議申立に適用できる手続を定める。

第10条 前条の対象となる官公署によって行われる決定はその税が設定された管轄区域内の一審裁判所への上訴の対象となりうる。

決定がなければ上訴は正当と見なされる。裁判法第1385条10及び第1385条11が適用されることができる。

一審裁判所の判決は異議申立若しくは控訴できる。

控訴院の判決は破棄院への上告の対象となりうる。

第11条 前条の対象となる上訴に適用できる書式、期限及び手続も国税所得税と同様に規定され係争中の当事者全てに対して効力を有する。

第12条 本編の諸規定に抵触することなく、所得税法第7編第1章の3、4、7乃至10及び同法施行令第126条乃至第175条は県税及び基礎自治体税に、特に所得税に関連がない限り適用できる。

但し、その徴収が関税・間接税に課せられた県税の徴収のための法的な告訴、先取特権及び抵当権は間接税法に関してと同様に行使される。

第三編 基礎自治体及び県により交付される補助金の交付及び監督

章唯一

第1条 本編は以下により与えられる全ての補助金に適用される：

1° 県、基礎自治体、法人格を付与された県若しくは基礎自治体の公益施設、都市圏、基礎自治体連合、文化委員会、県の各種団体及び基礎自治体の各種団体；

2° 1°において対象となった提供者の一つにより直接若しくは間接に補助金を支給される法人若しくは個人。

第2条 補助金の語については、本編の意味では、いかなる形式若しくは名称であれ、全ての寄付、特典若しくは援助、これには無利子で与えられる回収可能な資金の前貸しを含み、全体の利益に役立つ諸活動を奨励するために付与されるが、但し学者たちや芸術家たちにその作品について与えられる代価は除くと解する必要がある。

第3条 第1条の対象となる提供者の一つにより与えられる補助金の享受者は誰でもそれがそのために与えられた目的に使われなければならないし、共同体・地域圏法により若しくは共同体・地域圏法の名において免除されない限り、その使い道を説明しなければならない。

第4条 法律若しくは規則の諸規定が用意されている場合を除いて、補助金を交付する決定はいずれも使用の性質、範囲、諸条件を明確にし、且つその享受者に要求される弁明、並びに、必要なら、その間にこれらの弁明が詳しく説明されなければならない期限も準備しておかなければならない。

第5条

§1. 前条に抵触することなく、第1条の対象となる提供者の一つの補助金を間接的であっても、享受している法人はいずれも、毎年度、提供者に、貸借対照表及び会計報告並びに運営報告及び財務状況を伝えなければならない。

§2. 第1条の1°の対象となる提供者の一つの補助金を請求する法人はいずれもその申請書に貸借対照表及び会計報告並びに運営報告及び財務状況を加えなければならない。

§3. 本条は法律の規定が義務的に第1条の1°の対象となる提供者の一つの予算の負担としている補助金には適用することはできない。

第6条 提供者は誰にでも与えられた補助金の点検を現場で行わせる権利を有する。

補助金の享受者が、それ自身が第1条の1°の対象となる提供者の一つを運営している個人若しくは法人から受けているときは、その個人若しくは法人が第1段落で予定された点検を行う。

第7条 補助金がそれに規制されている解除の諸規定に抵触することなく、享受者は以下の場合にはそれを返還する義務がある：

1° 補助金がそれにより交付された目的に使用されないとき；

2° 享受者が第4条及び第5条の対象となる弁明を詳しく説明しないとき；

3° 享受者が第6条の対象となる点検を行うのに反対するとき。

但し、段落1°及び2°に予定される場合には享受者は弁明しない補助金の一部だけ返還すればよい。

直接税を創設する権限を有する公法上の法人は返還を必要とする補助金を執行令状の手段で取り立てる権限を与えられる。執行令状は取立てに責任を有する会計係により発せられる。会計係は上述の公法上の法人のそれぞれの指示による処分をする役割に執行力を与える資格を有する行政官署により執行力を与えられる。

第8条 以前に受け取った補助金について、第4条及び第5条の対象となる弁明を詳しく説明しないか若しくは第6条により予定された点検に反対している間ずっと補助金の交付が執行停止される。

補助金が分割交付されるときはそのそれぞれの部分が本条の適用に関しては一つの補助金と見なされる。

第9条 本編は第1条の1°の対象となる提供者たちにより与えられる1,239.47ユーロ以下の価値しかない補助金には、その提供者たちに本編により予定された義務の全体か若しくは一部を享受者たちに課する権利がある場合を除いて、いかなる場合にも必要な第3条及び第7条第1段落1°の諸規定から生ずる義務は別として、適用できない。

1,239.47ユーロと24,789.35ユーロの間にある価値の補助金については、第1条の1°の対象となる提供者たちは、享受者に本編により予定された義務の全体若しくは一部を、但しこの最後のものは免除できないとしても、第3条及び第7条第1段落1°の諸規定から生ずる義務を免除することができる。

第IV編 公益の一定の投資への補助金

章唯一

第1条 本法はワロン地域圏による公益の一定の投資を奨励するための補助金の交付に適用できる。

第2条 本法の意味では、《草案段階の総会》については、あらゆる人間の目前で、計画の構想を支援し、計画の質を保証するために作業を持ち、不可抗力の場合には2年間予想される投資の範囲内の新たな作業を回避させることができる《鉛筆》のデッサンの段階の総会と解される。

第3条 以下の公法上の法人は《申請者》と呼ばれ、公益の投資のために地域圏の補助金を受けることができる：

1° 諸県；

2° 諸基礎自治体；

3° 諸基礎自治体の諸団体；

4° 公認の宗教の領地の管理に責任を負う公認の諸施設

5° 非宗教的な道徳の実践に必要な財産を管理する諸法人

6° 政府により指定されるその他の全法人。

第4条 第1条で予定された投資は、政府から提示される地域圏の優先順位に従って依頼者により策定される3年計画において繰り返される。

前段落に反して、3年計画で繰り返されず、その推敲のときには予測不能な投資は、偶発的若しくは不可抗力の場合に必要なものならば、補助金を受けることができる。

第5条 本法の第4条第1段落の対象となる投資は、それに研究論文、予備作品を含む研究業績並びにそれらの管理に必要なもの及び/又は以下に列挙する取得物からなる：

1° a. それには当局に帰属する道路敷、街路設備、標識、植樹及びその日のために創作された芸術作品のような付属物を含む公共道路の建設、改修及び臨時の維持管理；

b. それが存在し認可されている基礎自治体の流動計画にこれらの工事が従っている限り、公有地に設けられた駐車場の創設及び改修；

基礎自治体が認可された基礎自治体流動計画を有しているときは、草案はこの計画と比べてありうる隔たりを弁明することになる。

2° 上下水道の建設、改修及び更新；

3° 公共照明の設置、延長、移動及び取替；

4° その周辺の整備と併せて、以下の建築、改築及び改造；

a. 基礎自治体及び県の公共企業体に予定される建物；

b. 公共社会福祉センターの管理事務所に予定される建物；

c. 公認の宗教の実践若しくは非宗教的な道徳の実践に必要な建物；

d. 唯公法人であるだけの基礎自治体の諸団体の地方事務所に予定される建物；

e. それらが何人でも無条件に出入りできるし且つ営業目的に利用されない限り、地区の小規模社会福祉施設、及び特に社会生活に再生活力を与える目的のために又は世代間の交流を促進する働きのためにある建物；

f. 本法の第3条の6°の対象となる依頼者の管理・技術事務所に予定される建物；

(g. 所管庁により認可された児童受入れの基礎自治体の保育園及び施設——2006年12月22日の地域圏法第2条)。

5° 本法の第3条で指定される法人の利用が予定される土地を除く不動産の取得。

第6条 政府は以下を決める：

1° 補助金交付が受けられる第5条の対象となる投資の活用；

2° 補助金交付の個別の諸条件、請求者を受け入れる手続及び提供される資料の一覧表；

3° 3年の期間中適用できる補助金の率及び計算方式。

第7条

§1. 3年計画は政府により認可される。

3年計画の全体若しくは一部の認可の決定は、申請者及び政府の財政能力はもとより、特に投資の技術的経済的価値を考慮に入れる。

政府は完成した3年計画を受理してから90日以内に決定する。政府は、その期限満了前に詳しく説明されて通知される決定により、その期限を一度だけ最大有効期限45日延長することができる。

第3段落の対象となる期限満了に続く45日以内に政府からの通知がなければ、計画は認可されたと見なされる。

政府が3年計画に認可を与えたときは、政府は予約されたそれぞれの投資について、補助金の暫定的な金額を決める。

§2. 3年計画は、この修正が政府により正式に正当化され認可されることを条件に、申請者により修正できる。

3年計画の修正が認可されている3年計画の中に予約されている投資の見積の適合性を含んでいるならば、それは遅くとも投資の監査に関係する計画の承認のときまでに申請者により願出される。

3年計画の作成に関する諸規定はその修正にも適用できる。

第8条 第1条の対象となるそれぞれの投資は申請者により企画され主宰される草案の総会の対象となる。政府はこの会議の様式、投資の作成と実現の過程に参加できる者及び組織の一覧表を決める。

第9条 草案総会のために、投資の実現過程に参加できる組織を代表する資格を有する者たちは申請者に、完全、明解且つ簡潔な形で、あらゆる法規及び技術の情報を渡し、取得した認可に抵触することなく、投資の調査及び工事の入札に掛ける手続をまとめ、又は必要ならば計画を行政庁の意見に従わせることが認められる。

申請者は会議の議事録を作成し第1段落の対象となる者たちに草案総会の日から15日以内に通告する。

申請者にその注意点の指摘を知らせるようにとの通告から15日間に、これらの者たちは、必要ならば補充した証拠資料を提出する。

修正された議事録は注意点の指摘の受理の期限の満期の日から15日以内に届く；それにはもはや異論を唱える余地はない。最初の15日の期限内に批評の対象とならなかった議事録は承認されたと見なされる。

第2及び第3の段落の上述の期限は7月と8月の月の間に開始若しくは満期の到来したときは倍加される。期限はクリスマスと年頭の間は中断される。期限は土曜日、日曜日若しくは祝祭日の間に到来したときは次の平日に延期される。草案総会の企画の申請者の不遵守は関連する投資についての補助金の恩典を当然拒絶したことになる。

第10条 申請者は最終案について行政庁の見解を求める。

行政庁の見解は現行の法律及び規範の遵守に重点が置かれる。

この見解は見解の要請の受理から45日の期限内に届けられる。

第11条

§1. 草案総会の日から6か月以内に、申請者は契約締結に関する完全な一件書類を政府に伝達する。

但し、この期限は申請者の正当な理由のある申請に基づきさらに6か月延長することができる。

§2. 財務検査官が政府による受理から30日以内にその見解を出す。

第12条

§1. 草案総会の議事録の中で述べられた注意点の指摘が最終案についての行政庁により届けられた見解と一致する限り、政府は、取消となる猶予期間の30日以内に、国法若しくは予算により予定された予算額若しくは投資の認可が利用可能なときに認可された申し出に基づき確定された補助金の金額を申請者に通告する。

最終補助金は本法の第7条 § 2 の第5段落に予定された補助金の交付額の10%を超えることはできない。

§2. 補助金を認められた工事の一定の設定場所は、これらの場所について、特別の仕様書が政府により定められた事項内での工事の申請者たちの形成若しくは挿入に関する会社の約款を含むとき又は工事が1993年12月24日の公共事業契約並びに一定の工事、物品供給及びサービスに関する国法第18条の2の意味での挿入を経済的社会的企業に任せられるときには、本法の執行命令により決められた補助金の率の15%増しを受けることができる。

上述の手直しされた諸条件でのこのような場所がなければ、補助金は上述の命令により定められた率に引き戻される。

それらの適用に関する年次報告は翌年度の正式決定される予算計画に引き継がれる。

第13条 補助金の金額についての前払は政府により定められた諸条件で認められる。

政府は、最終の明細計算において、第3条 § 1 に従って交付される補助金の金額を超えなければ、予定された当初の工事の施行に関連のある工事の増減及び必要な適合を考慮に入れる。

第14条 毎年度、政府は本法の適用に関する一般報告を作成する。

この報告は基礎自治体ごとに少なくとも以下の諸要素を含む：

- 第3条の対象となる者たちにより提出された申請書；
- 3年計画の中に取り入れられた企画；
- 割り当てられた補助金の率及び金額；
- 達成率。
- 量的な見積。

報告は遅くとも翌年の3月31日までに伝達される。

第15条 3年計画に覆われた期間の満了で、そのために通告が第12条 § 1 に予定された補助金の申請は無効とはならない。但し、第11条 § 1 に則った3年計画の満了の日の翌年の3月1日以前にそのために契約の付与に関する完全な一件書類が導入されていた投資は暫定的な3年計画の中で再開される — 2006年12月21日地域圏法第1条）。